

鹿嶋市に建設工事の入札参加資格を申請する方へ

1. 社会保険加入の要件化について

建設業者の社会保険等（健康保険，厚生年金保険及び雇用保険のことです）の加入促進のため，平成29・30年度から，建設工事入札参加資格の必要な資格として，社会保険等への加入義務がある建設業者（加入義務がない建設業者は除きます*²）に対して，社会保険等加入を条件*¹としています。社会保険等に加入義務がある業者で未加入となっている場合は，入札参加資格の登録ができません。ご注意ください。

*1)建設工事の社会保険の加入確認は，申請日時点ではなく，**経営事項審査の審査基準日時点**となりますので，経営事項審査の結果通知書に「保険加入」が「無」となっている場合は，「申請要件なし」となります。

*2)法令に基づき適用を除外されている場合（建設国保や全国土木建築国保等の国民健康保険組合に加入）は社会保険等に加入しているものとみなします。

2. 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

格付けは，土木一式，建築一式，とび・土工・コンクリート，管，舗装，水道施設の6種類となります。

3. 名簿の有効期間 …… 2年間（平成31・32年度）

平成33年3月31日まで（有効期間の始期については，「平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

4. 名簿の公表

申請にかかる有資格者は，市建設工事等入札参加資格者名簿の登録をもって確定し，その名簿は閲覧することができます。

5. 格付け基準

鹿嶋市建設工事等入札参加者資格審査要項第8条の規定により決定します。

6. 名簿を共用する部局

鹿嶋市役所の各部局及び出先機関

7. 個別書類について

書類名	摘要
1. 個別書類チェック表（必須）	建設業許可番号・業者名を記入し，添付書類確認欄に○印をしてください。
2. 営業所一覧表* ³ （必須）	名称，所在地，電話FAX等が確認できるもの。 <u>本店のみの場合でも提出してください。</u> (市指定の様式はありません)
3. 所在証明* ⁴ (市内支店・営業所等の所在証明書)	市内に支店・営業所等がある場合のみ。 (申請日より3か月以内に発行のもの)

*3)鹿嶋市に「法人の設立等に関する申告書」を提出した営業所等がある場合，その営業所等についても，営業所一覧表に記載してください。

*4)鹿嶋市長が発行する証明書を提出してください。なお，本店の場合は，他の書類で確認できますので，提出は不要です。

8. お問い合わせ先

鹿嶋市総務部総務課 契約検査室

電 話 0 2 9 9 - 8 2 - 2 9 1 1 (内線 2 2 9, 2 3 4)

F A X 0 2 9 9 - 8 2 - 2 9 3 4